

福山城関連施設ユニークベニユー実証事業実施要綱

(目的)

第1条 福山城関連施設ユニークベニユー実証事業（以下「本事業」という。）は、福山城周辺でのエリアMICEの実践に向け、リニューアル後の天守を始めとする施設において試行的に会議、展示会、懇親会等（以下「会議等」という。）を開催することを通じて、ユニークベニユーとしての利用方法や課題を明らかにすることを目的とする。

(実施主体)

第2条 本事業は、福山市MICE推進協議会（以下「協議会」という。）が実施し、試行的に会議等を主催する者を募るものとする。ただし、個別の会議等については、その主催者が一切の責を負うものとする。

(対象施設)

第3条 本事業の対象となる福山城周辺の施設（以下「対象施設」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 月見櫓
- (2) 御湯殿
- (3) 天守前広場
- (4) 天守北側広場
- (5) 天守最上階
- (6) 福寿会館

2 前項各号（第3号から第5号を除く。）を利用することが可能な時間及び曜日（以下「利用可能時間」という。）は、それぞれの設置及び管理について定める福山市の条例及び規則（以下「管理条例等」という。）で定める開館時間とする。ただし、第1項第3号から第5号の利用可能時間は、別にこれを定める。

(実施期間)

第4条 本事業の実施期間は、2022年（令和4年）9月1日から同年10月31日までとする。ただし、福山城築城400年記念事業等が予定されている日を除く。

(対象者)

第5条 本事業により、対象施設で会議等を開催できる者は、福山市内に活動拠点を置く団

体（法人格の有無は問わない。）及び企業とする。

（申込方法）

第6条 この事業により、会議等を開催することを希望する者（以下「申込者」という。）は、協議会に福山城関連施設ユニークベニュー実証事業に係る申込書を提出するものとする。

2 協議会は、前項の申込書の提出があった場合は、会議等の内容を審査するとともに、対象施設の予約状況等を確認した上で、本事業による開催の可否を決定するものとする。

3 協議会は、前項の決定を福山城関連施設ユニークベニュー実証事業決定通知書により、申込者に通知するものとする。

（審査基準）

第7条 前条第2項の審査は、次に掲げる基準によって行うこととする。

（1）第5条に定める対象者が主催するビジネスに関連する会議等であること。

（2）懇親会の場合にあっては、会議に連続して開催されるものであること。

（3）専ら営利を目的に開催されるものでないこと。

（4）対象施設及び周辺エリアのイメージを著しく損なうものでないこと。

（5）開催後のアンケート調査及び写真の提供（福山市又は公益社団法人福山観光コンベンション協会のホームページ等での公開を含む。）に同意していること。

2 協議会は、審査に当たって、必要に応じて申込者に聴き取り調査を行うこととする。

（使用許可等）

第8条 会議等を開催することが決定した申込者（以下「主催者」という。）は、利用する対象施設の管理条例等の定めるところにより、使用許可又は制限行為許可の申請（次項において「許可申請等」という。）を行わなければならない。ただし、福山城天守閣最上階については、この限りではない。

2 協議会は、主催者が前項の許可申請等を行うに当たり、必要な支援を行うものとする。

（使用料）

第9条 施設の使用料は、原則免除する。

2 使用料以外の経費については、全て主催者が負担しなければならない。

（雑則）

第10条 この要綱に定めのない事項は、協議会と対象施設を所管する福山市の担当課が協議して別に定める。

附 則

この要綱は、2022年（令和4年）8月30日から施行し、同年11月1日をもって失効する。

参考（第3条関係）

施 設	管理条例等	利用可能時間	備 考
月見櫓	福山城条例 福山城条例施行規則	午前9時から 午後10時まで (月曜を除く。)	
御湯殿	福山城条例 福山城条例施行規則	午前9時から 午後10時まで (月曜を除く。)	
天守前広場	福山市都市公園条例 福山市都市公園条例施行規則	別に定める	
天守北側広場	福山市都市公園条例 福山市都市公園条例施行規則	別に定める	
天守最上階	福山城条例	別に定める	福山城博物館の開館 時間内は会議等の開 催は不可
福寿会館	福山城条例 福山城条例施行規則	午前9時から 午後10時まで (月曜を除く。)	